



産業建設常任委員会現地調査

— 平成18年9月28日 賀老高原 —

おもな内容

▶ 第3回定例会

行政報告 …………… 2～4ページ

審議した議案と内容 …………… 4ページ

一般質問 …………… 4～9ページ

意見書の提出 …………… 9～10ページ

決 議 …………… 10ページ

▶ 第2回臨時会 …………… 11～12ページ

▶ 第3回臨時会 …………… 12ページ

第3回村議会定例会

平成18年第3回村議会定例会は9月14日に招集され、会期を9月15日までと決め、議長の諸般報告のあと、村長と教育長から行政報告があり、そのあと3人の議員が村政に対する一般質問を行い、議案12件、報告1件、決議案1件、意見案3件、閉会中の継続調査1件をそれぞれ原案どおり可決して同日14日閉会しました。

行政報告

1. 指定寄附について

去る9月4日、丸紅株式会社が発電株式会社より、地域振興に役立てて欲しいと百万円の指定寄附がありました。

はまなす風力発電株式会社からの寄附は、平成12年度島牧ウインドファーム竣工時から、今回で7回目、合計7百万円のご寄附をいただいております、深く感謝するとともに、寄附の意思に叶うよう、地域振興基金に積み立てして、今後の地域振興のために有効活用することとします。

2. 後志広域連合準備委員会の取り組み状況について

後志広域連合準備委員会の取り組み状況について、国の三位一体改革等による地方交付税の削減により、地方財政の悪化は危機的な状況にあります。

町村自治体においては、厳しさを増す行財政環境のもと、このままの体制で管内の自治体を維持していくことは困難な状況にあることから、後志19町村の区域を一つにして、幅広い業務を共同処理する広

域連合の設立に向け、合併を希望する地域は合併を進めながら、互いの連携と役割分担のもとに効果的に広域行政を進めていくことの認識で一致した「後志グランドデザイン」のもとで、その実現に向けて管内町村が一致協力して取り組んでいるところであります。

19町村が広域連合設立に向け、本年1月24日に設立した「後志広域連合準備委員会」に5町村から職員5名を派遣し、本年4月に準備委員会事務局をスタートさせ、各般にわたる調査検討をしてきましたので、今日までの取り組み状況についてご報告します。

平成19年4月の広域連合設立に向けて、9つの専門部会を設置し、5月から専門部会、幹事会を数度に亘り開催し、協議を重ねてきました。

広域連合で処理する13項目の事務のうち、重点項目の事務選定にあたっては、「後志グランドデザイン」の中で重要視されている福祉サービスに関する事務事業であり、また短期間で調整が見込まれる効率的な事務事業であることなどを念頭に、税の徴収事務、国民健康保険事務、介護保険事

第3回村議会定例会出席状況

(開会 9月14日)

氏名		開催日
◎出席議員 議席番号	① 伊藤真一 ② 中田史 ③ 佐藤裕 ④ 長尾文裕 ⑤ 後藤諭 ⑥ 瀬戸川豊 ⑦ 高島紀彦 ⑧ 白杵 ⑨ 濱野勝男	14日
◎村出席者 村長 藤田章 助役 (空席) 総務経済部長 北島一 総務課長 藤井英夫 企画観光課長 野崎泰生 住民課長 藤川茂 健康福祉課長 山田康次 水産農林課長 大西敏夫 建設水道課長 池田純二	欠席	
◎教育委員会出席者 教育長 藤澤克 教育次長 鶴間裕康	全員出席	
◎農業委員会出席者 事務局長 八戸幸雄		
◎議会事務局 事務局長 政修司		

務、老人保健医療事務、消防及び救急事務の重点5項目を選定し、集中的に作業を進めてきました。

残りの8項目についても、重点5項目と併行して事務作業を行い、中・長期的な位置付けについて調整を図りながら作業を進めております。

なお、重点5項目のうち消防及び救急事務については、調整等に少し時間が掛かることとなりますが、他の4項目については平成19年4月から順次実施することが可能な状況にあります。

広域連合における事務処理については、条件の整ったものから順次実施する方向で作業を進めており、現時点では第一段階として、税の徴収事務を平成19年4月から、第二段階として、国民健康保険、介護保険、老人保健医療は、住民に対しての周知や調整・準備を1年掛けて、平成20年4月に実施する方向で準備委員会等で準備を進めているところであります。

今後、広域連合発足に向けて、具体的に構成する町村、処理する事務と規約の作成等、12月町村議会へ提案出来る様

に検討・準備作業を進めているところであります。

3. 職員の不祥事について

去る8月31日、学校給食センターにおいて、職員の暴力行為が発生しました。

関係者に対し、深くお詫び申し上げる次第であります。不祥事の詳細については、

この後、教育長より報告申し上げますが、人事の責任者として自身の責任を深く受け止め、自らの処分として減給15%、1ヶ月の処分を課することとしました。

なお、次期議会において給料の減額条例を提案したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

教育行政報告（教育長）

1. 教職員の不祥事について

「児童福祉法」及び「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」違反容疑で起訴された元島牧中学校教諭川高知行の処分について、8月23日に開催された北海道教育委員会において懲戒免職処分が決定し、同日付で小樽拘置支所内において免職辞令を本人へ交付したことをご報告しま

す。

なお、小樽家庭裁判所において、8月29日に第1回公判、9月8日に第2回公判が行われ検察側から懲役4年が求刑され結審したところであり、10月2日に判決が下される予定となっておりますことを併せてご報告します。

2. 村教育委員会事務局職員の不祥事に伴う懲戒処分について

8月31日午前8時頃、村学校給食センター内において男性職員が右平手で女性職員の左頬を叩くという不祥事が発生しました。

不祥事を起こした本人は、深く反省しているところでありますが、いかなる理由があったとしてもこのような暴力行為は、公務員としてあってはならない不祥事でありますことから、9月11日に臨時村教育委員会を開催し、停職1ヶ月の懲戒処分を決定し、同日付で本人へ辞令交付したところであります。

また、職員の服務監督責任者への処分として、教育次長には文書による訓告を発したところであります。

なお、教職員及び教育委員

審議した議案

議案第1号 教育委員会委員の任命
議案第2号 公の施設を島牧村の区域外に設置することの協議

議案第3号 後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の制定

議案第4号 乳幼児医療費助成条例の一部改正

議案第5号 老人医療費助成条例の一部改正

議案第6号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成条例の一部改正

議案第7号 国民健康保険条例の一部改正

議案第8号 平成18年度一般会計補正予算（第4号）

議案第9号 平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第10号 平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成18年度老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

報告第1号 株式会社アローネの経営状況の報告

決議案第1号 支庁制度改革に伴う後志支庁存続を求める決議

意見案第1号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書

意見案第2号 グレーゾーン金利を禁止し、サラ金高金利の規制を求める意見書

意見案第3号 雇用保険の特例一時金の廃止・改正に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書

閉会中の継続調査（議会運営委員会）

会職員の服務監督権者であり、本村教育行政の統括責任者であります教育長の私としては、教職員に引き続き教育委員会職員により、連続して発生したこれら不祥事は、学校教育への信頼を損なうと共に教育行政への信用失墜を招く極めて憂慮すべき事態であると認識するところであり、その責任

を重く受け止め、私自身への減給10%、1ヶ月の懲戒処分を決定したことをご報告します。

度重なる職員の不祥事につきまして、改めて議会議員の皆様はじめ村民の皆様へ深くお詫び申し上げ、教育行政報告を終らせていただきます。

審議した議案と内容

決算認定

▼認定第1号〜第5号
平成17年度各会計歳入歳出決算の認定

全議員による決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続調査（後日審議）とすることになりました。

委員長 伊藤 真一
副委員長 中田 仁史

人事案件

▼教育委員会委員の任命
現委員内藤克氏の再任命
◎全員賛成で原案同意

条例改正

▼後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の制定

【内容】後志南部10ヶ町村が共同で真狩村に建設する土壌改良資材製造（農業生産廃棄物処理）施設について、施設の設置、管理条例を制定する。

◎全員賛成で原案可決
▼乳幼児医療費助成条例の一部改正

【内容】法改正に伴う文言の整理、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

◎全員賛成で原案可決
▼老人医療費助成条例の一部改正

【内容】法改正に伴う文言の整理、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

◎全員賛成で原案可決
▼重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成条例の一部改正

【内容】法改正に伴う文言の整理、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

障害児施設に利用契約制度導入に伴う条文の改正。

◎全員賛成で原案可決
▼国民健康保険条例の一部改正

【内容】法改正に伴う出産育児一時金の増額。

1件当たり「30万円」を「35万円」に改正。

補正予算

▼平成18年度一般会計補正予算（第4号）

【内容】救急負担金、看護師人件費、簡水会計繰出金他
2千703万3千円追加

◎賛成多数で原案可決
▼平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

【内容】前年度国庫負担金、

交付金の精算返還金、医療費共同保険事業（新規事業）拠出金他
3千625万3千円追加

◎全員賛成で原案可決
▼平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

【内容】本目浄水施設用地取得費、賃貸料他
177万9千円追加

◎全員賛成で原案可決
▼平成18年度老人保健特別会計補正予算（第2号）

【内容】所得判定基準変更に伴うシステム整備負担金他
21万6千円追加

◎全員賛成で原案可決
▼平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

【内容】前年度介護給付費負担金精算返還金他
469万8千円追加

◎全員賛成で原案可決

その他の議件

▼公の施設を鳥牧村の区域外に設置することの協議

後志南部10ヶ町村が共同で真狩村に建設する土壌改良資材製造（農業生産廃棄物処理）施設について、公の施設の区域外設置にあたり、真狩村との協議を要するため、議会の議決を求める。

◎全員賛成で原案可決
▼株式会社アパローネの経営状況の報告

村出資額が同社資本金総額の2分の1を超えるため、地方自治法の規定により報告する。

▼閉会中の継続調査（議会運営委員会）
議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査とする。

一般

質問

第3回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。

今回の質問者は3名で、その全文をご紹介します。

長尾議員

1. 地上デジタル放送化等について

地上デジタル放送化等についてということで、本村が抱える通信関係に向けての村長の基本的な考え方、取り組み方をお伺いします。

2011年にはテレビ放送がデジタル化されるということでありませけれども、まずそれに向けての対応が成されているのかどうかということと、また、聞くところによりますと、オフトーク通信設備の老朽化ということが逼迫している。

それに伴う代替施設の検討、更には愛好者から陳情要請があったと思うんですが、インターネットのブロードバンド化の整備についても調査検討が進んでいるのかお伺いいたします。

村長

地上デジタルテレビ放送への対応並びにオフトーク通信設備の後継設備及びブロードバンドの早期導入についてであります。村ではそれぞれの設備を集約的な施設として実現可能かどうか検討するため、「地域情報化基盤整備計画」を策定いたしました。

計画概要としましては、国土交通省が設置しました河川・道路管理用光ファイバー及び収容空間ネットワーク、通称情報ボックスを利用し、地上デジタルテレビ放送はもとよりオフトーク通信に類する有線告知放送、併せて最速のブロードバンド環境を整えようというものであります。

実施予定時期については、現在視聴しているアナログテレビ放送の終了する2011年7月24日までは何らかの対策工事を必要としますので、オフトーク通信設備の老朽度も勘案し、数年のうちには整備したいと考えております。

計画詳細については、後日改めて説明の場を設けさせていただきます、ご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いたします。

再質問(要望)

2011年7月のそれに向けて、数年のうちにお考えの様でありますけれども、今我々にとっては本当にテレビにせよオフトークにせよ、インターネットの問題にしても、大変情報源

としては重要なものでありますので、後日改めて説明会を開催

佐藤議員

1. 公共工事発注の透明性について

昨今、近隣町村におきまして、公共事業発注に対する贈収賄事件が発生いたしました。当村における公共事業発注の透明性の確保については、どのように努力をされておられるのか、また、今後更なる改善については取り組まれるおつもりがあるかお伺いしたいと思います。

村長

公共工事の透明性につきましては、公共工事に対する国民の信頼の確保と、これを請負う建設の健全な発達を図るため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成12年11月27日公布され、平成13年4月1日より施行されております。

予定価格が250万円以上の公共工事について公表が義務化されました。

本村におきまして、平成13年4月1日より、法律の基本事項であります、「契約の過程・内容の透明性の確保」、「入札・契約参加者の公正な競争の促進」、「不正行為の排除の徹底」、「公共工事の適正な施工の確保」を目的として、「公共工事等の発注予定見通しの公表」、「入札

したいという意向のようですけれども、実現に向けての諸問題

を速やかに解消していただけるように切に要望してまいります。

再質問(要望)

ご存知のとおり、最近行政の色々な諸問題、特に裏金の問題ですとか、昨日から飲酒運転の一斉取締りが始まっておりませけれども、行政に携わる方々の不祥事というものが大きくクローズアップされておりますし、先程の行政報告の中におきましても、若干の不祥事が生じているということもありますので、どうかその辺気を引き締めて、これらの徹底的な対応をしていただきたいと思っております。一般質問はこれで終わらせていただきます。

び契約の過程・内容の情報の公表については、庁舎一階ロビーに掲示し一般に公表しております。

今後につきましては、入札・契約手続きの透明性、公平性、競争性を高めるよう努力してまいりますのでご理解賜りたいと存じます。

白杵議員

1. 医療問題について

医療問題が今色々ともめてございますが、決った部分もあるなという感じもしています。

これからの島牧はやはり、この間、共和で「チョン先生」のお話のとおり、どんな制度を作っても、どんなに金を掛けても中央に集まるんだなという意識で物を見ています。

そんな意味で、残された人は多分お年寄りだとかが多くなるんじゃないか、そういう意味で医療と福祉の問題は、これから大きなウェイトを村政に占め、財政的にも負担増が懸念されるのであります。

それだけに速やかな対応と効率的で安定した経営方針を求

めて、住民との理解を一層深めていかなければならないと認識しております。

①医療については、なぜ問題にと自問自答するときに、道立寿都病院当時の認識で寿都町に移管されたという現実を踏まえた対応が必要だったのに、その対応の遅れが原因の一つじゃなかったかなという感じがしておりますが、村長の認識をお伺いいたします。

村長

一点目の対応の遅れが一因であるのご指摘でございますが、私としましても道立寿都病院が廃止されることに伴い一番危惧されることは、救急対応の問題であることから、平成16年7月には、道立病院管理室を訪れ、救急問題の対応を要請してきたところであります。

また、平成17年3月には寿都町長に島牧村の救急受け入れについてお願いし、寿都町長も当時2・3年は同じように診ていくということで了解をもらっております。

しかしながら、実際に寿都診療所としてスタートしてから、医療スタッフの人員問題などにより、寿都診療所では対応しきれないということから、関係機関と協議し、また、数度の議員協議会で議会と協議を進めてきたところでございます。

その結果、ご承知のことと思

いますが、救急を全部島牧診療所で診るような体制を取ると。

島牧診療所の施設、人員の体制を強化して進めていくと、そういう計画になったところでございますのでご理解いただきたいと思います。

再質問

協議を進めてきたということでございますが、私の記憶では協議は2回くらいかなという感じで見えているんです。

10月、今原因の一因かなということもお尋ねをしましたが、その他に現実問題として、寿都に患者さんがお世話になっている、その間やはり4月から10月くらいまで協議会を始めて寿都からこういう要請がありましたというのが私は最初だと認識しているんですよ。

それで、その要請が来て、それからの対応のまずさもあつたんじゃないかなという感じもしてる訳なんですよ。

スタッフが足りないから遅れたということも、何か要請がありましたね。考えていただきました。

島牧村に対する要請がありまして、それに対する対応もまずかったんじゃないかなと素直に感じている訳です。

ただ憶測で、寿都がこうだとか、赤字がいくらだとか、それが悪いとか良いとかというものについて、詳しい説明が、村の財政を考えたときに金が掛かる、それだったらどうせ金が掛かるんだったらこっちのほうがいいんじゃないか、という簡単な考え方で決めてるような感じで捕らえることが重々感じられた部分もございましたので、現実には村民の皆様が寿都の診療所に診てもらってるという現実がございます。

応分の負担に対応するということも協議会では言ってますよね、あなたは。そしてそのときに、あなたはそういう寿都の連携をしないとやっていけませんので、複数体制にするのは困難だと、そういうことも言ってる訳ですよ。

それで、応分の負担を考えながら将来性も見極めて、そして寿都との連携を協議していく。

挨拶の中で、議会も一体になっていただきたいと挨拶をしているんですよ。

それが10月の協議会。その後破綻したことは、皆さんの記憶をたどれば色々話が出るでしょうけど、新聞を見ますと、新聞紙上でも色々と言ってますよ。

そういうことからして、そういう対応がまずかったんじゃないかなという感じで捕らえていますので、そのへんはどう認識なさっているのか、今一度ご答弁をお願いしたいと思います。

村長

この問題につきましては、今臼杵さんが言ったとおり、何回も議員協議会を開きまして議員の方に協議をしてまいりました。

それで、寿都に診てもらおうのがいいんじゃないかという話もございました。

その間で協議会で説明をしたとおり、今後の寿都町に対する負担が不透明だということも考慮いたしまして、それであれば村の診療所を充実して村で救急も診たほうがいいだろうと、そういうことで議員の皆様のご理解をいただいて私は進めていると、そういうふうに認識しております。

再々質問

何回も協議をして了解をいただいている、私は協議会はそういう了解をする場だと認識していないんですよ。

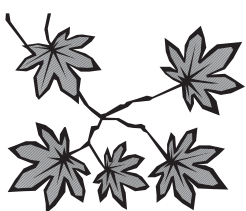
あくまでも村長が議会の意見を聞く場だと思っている。議決を受ける場じゃないんじゃないかなという感じはしてるんですけども、そのへんは如何ですか。今までの慣習でそういうふうになってるんですか。

村長

協議会で議決はできる訳がないんです。あくまでも議員の意見を聞いて、そして話をまとめていく場だと私は認識しております。

したがって、協議会をして皆さんのご理解をいただいて、それに伴う予算などについては議会で議決していただくというふうには認識してございます。

あくまでも議決は議会を開いたときに議決をすると、そういうものでございます。



臼杵 議員

②住民説明会については、今話があった議員協議会に提示された案件について、「住民の意見も拝聴すべき」という主旨で、これは3月ですよ、3月の議員協議会のことを言ってるんです。定例会が終わった後のね。そういう主旨で説明会の開催を取り入れていただいたと認識しているのですが、説明会の主旨について村長はどのように認識されておるかお聞かせください。

村長

3月に行った住民説明会で、臼杵議員の申されている主旨は、「住民の意見も拝聴すべき」と言うことで説明会を開催したのでは、という質問かと思いますが、そのように認識されているのは質問者だけかと思っております。

今回の説明会は、前回議員協議会を開催し、村側の提案を了承いただき、村として今年の8月以降、及び来年の4月以降の医療体制をこのように進めていくということでの報告を兼ねての住民説明会でありましたのでご理解いただきたいと思います。

再質問

議員協議会で決めることができない、何らかの場で決めなきゃならないということは先程の答弁にありましたよね。

そして、3月10日の定例会後の議員協議会に、あなた方は2

人体制ということを出してきたんですよ。だから説明会を開いて、住民の声を聞いてくださいというのが、私はそのときの感じだと思っていたんです。

いいですか、「本村が独自に医師の複数体制を検討する必要性があるが、現実的には極めて難しい状況にある。」それは財政的にも大変だし、お医者さんを探すのも大変だし、そして、連携することのメリットは、医師が安定的に確保できる、家庭

医により小児科を含めた幅広い診療ができる、そして色々出ているんですよ。寿都診療所と一体的に運営をすることに、効率的・安定的な経営が見込まれる。そして説明会を開いて、28日にあなたは承認されているという答弁を説明会でしている。

私は、協議会だから、議決はできない場所だと思っ

ら変だなと感じたんですよ。だから何処で決ったのかなと今でも思っています。私は説明会の主旨がそうじゃないと村長が今言うんですから、じゃあその前に承認できる場とするならば、じゃあ10月に出したこれは何なのですか。そして、さっきも言ったとおり議員一体となって溶け込んでくださいと挨拶までして。

この責任は、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

ていきますか、「分かりません」「何年これがもつという認識でやっていますか」、「今答弁できません」でしょ。

説明会が開かれてそのすぐ後に、あなたは道に連携の申し入れをしてるんですよ、新聞紙上で「島牧村の急患、寿都町が受け入れ」とあるんです。これは私は、説明会で住民の不安が多いから、また連携をすることに舵を取ったのかなと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

たか、私はこれは交渉事だと思っ

て議員協議会を開いて、議員の皆様と協議をしてまいったということは質問者もご理解いただけると思います。

その進める中で、色々な問題が出てまいりました。寿都町と連携してやる問題、また、寿都町の分院となるような問題もございました。

その都度協議して、寿都町の話聞いて、負担協議などをしてきたのは質問者もご承知のことだと思います。

その今までの経過を全部最初から協議会の議事録、それらを見てもらえば理解いただけると思います。

したがって、私達が決めたという話、質問がございましたけれども、決してそういうことではないと私は思っております。

その都度、変更があった都度、私は議員の皆様が集まっていたいて、それで皆様のご理解をいただいて、それで必要な予算などにつきましても、それに基

づいて議会に提案して議決していただいている、そういうような私は進め方をしてきてると思っ

ます。また、財源の問題につきましても、前にも申し上げましたと

おり、これから来ていただける医師の今後の島牧村の医療体制をどういうふうにしていくか、これらもこれから協議してどういうことをやるかそういう話も出てくると思います。医療機器についても色々出てくると思います。

それらを協議しまして、進めていかなければならないというふうに思っています。

今すぐにどれだけ掛かるとか、そういうのはまだ協議の段階でございましてそれはまだ出せない、そういう話で私は皆様に説明してきたつもりであります。

再々質問

住民説明会を3月にやった後に、すぐ先程言ったように寿都町に道の仲介をしてもらって、また連携に戻りますとなりましてね。

そのときの判断は説明会の内容によって変ったのかどうなのか、そのへんを教えてください。

村長

その時点では、寿都を抜かして他町村へ運ぶということに不安を持っている住民もございました。

また、その時点で支庁と話したときに、道から1名の医師を1年間派遣するという話もございましたので、それで私は今後また寿都町と協議を進めていくということでは私は協議に応じると、そういうふうに私は判断した次第でございます。

また、その時点で私のほうから、この協議には寿都・島牧、できれば黒松内も入って協議を進めたほうがどうですかという話もしてございました。

臼杵議員

③説明会の内容も、ちらっと顔を出したんですが、核心にふれる質問が出ますと答弁がないように感じました。答弁がないと、今後こういう説明会を開きたいと言っても集まりが悪くなるんじゃないかと感じましたので村長の認識をお聞かせください。

村長

住民の質問について、私は全ての質問に対してお答えしたと

再質問 思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

それでは、その説明会の中で、前の10月には色々メリットを書き、資料も提出していましたが、協議会のときも。

そういう資料も、これから複数体制にしたらこういう良いことがありますよと、そういうメリットなりデメリットももう少

2. 住民投票条例の制定の検討について
広域連携、そして合併、医療、福祉、教育、財政の再建等、今後避けて通れない大きな問題が考えられます。わかりやすく住民の方々も村政に参画したという意識を自覚していただくことが今重要な時代だ、そのように思っております。

そういう場合、そういう節目に遭ったときに、住民投票という方法で参画していただくという点で、条例を作っておくのも開かれた村政への一里塚かなという思いがしますので、村長のお考えをお聞きかせください。

村長

住民投票条例の制定の検討についてですが、ご質問の住民投票につきましましては、地方自治法による住民投票及び条例制定による住民投票があります。

地方自治法では、直接請求で条例の制定又は改廃の請求とその処置、住民投票によるリコールの直接請求について定められているところでありまして、これに対して、条例による住

し審査をし、財政的にはどんな心配があるのか、その心配はこういう方法で解決していきますよ。

そういうあなた方は10月には、医者の話も大変ですから、方向性を持たないと大変ですから、勉強しなきゃならないと言って

住民投票につきましましては、地方自治法の重大な問題に対して恒常的に住民投票が行えるように条例を制定するものであります。

条例による住民投票は、近年増加傾向にあります。一方、条例には「首長、議会は住民投票の結果を尊重する」等の文言しか記されておらず、実際に政策決定に強制力を伴うものではないため、住民投票後に首長、議会が投票結果と異なる政策決

るんですから、それよりも良い方法があったらこういうふうになったんだというふうに感じています。

そのへんも踏まえてこれから今後進んでいただきたいなど、そのように感じています。

定を行い、問題になるケースもあります。
このような場合、地方自治法上の解職請求、解散請求に発展する場合があります。
また、いずれの場合も発起人による一定以上の署名の収集が必要であります。

以上のことから、政策決定にあたりましては、議会の皆様と十分協議することにより、今後もしも取り進めたいと考えており、現段階での住民投票条例の制定は、時期尚早と考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

再質問

私がこの条例に対して検討してみたいかがですかと言ったのは、今の段階では考えることがないというご答弁でございまして、例えば医療問題にしても、何処に真意があって、住民の声が何処にあって、凄く分かりに

くいなど思っているんです。私も先程から言っているように、何処でこう決ったのかなという感じが今でも拭い去れずにいますので、ですから住民から怒りの声や異常だという声は当然だと思います。

「議員は何をやっているんだ」という声も当然だと思います。

何かそういう意味で、住民の声が届きにくいと感じている

ものですか、分かりやすく、

2 人体制にしたほうがいいのか、寿都と連携してやっていったほうがいいのか、ちゃんと説明をして、そういう重大な問題はそういうほうが住民は村政に参画しているという意識を持つでしょうし、財政的に大変だったら大変なほど、私は住民のそういう理解が村政には必要だと思っ

ているんです。そういう意味で提

意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。

意見案第1号

療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書

提出者 島牧村議会議員

白 杵 豊

政府は6月14日、国会で「医療制度改革関連法」を成立させ、全国にある38万床の療養病床を15万床へと大幅に削減する療養病床の再編計画を決めました。

その結果、北海道では、全国で1番多い介護保険適用の療養病床(約9千床)が廃止され、医療保険適用の療養病床(約2万床)も大幅に削減されます。

現在、全国では医療保険及び介護保険の療養病床は満床の上、

特別養護老人ホームの待機者は34万人もいます。

このような状況下、入院医療

と介護施設の実態を無視し、受け皿の整備もないままに強行し

ようとしている療養病床の削減・

廃止は、医療や介護を必要とする患者から治療する機会を奪い、

「医療・介護難民」を生み出す

ことは明らかです。また「過疎・

広域・寒冷」という北海道特有

の地域事情を全く無視した地方

切捨ての政策です。

つきましては、下記の事項を

強く要望します。

1. 療養病床の削減計画の中止

を求める。

案をしてる訳です。

それに、先程言った道の仲介の申し入れ、これは約束事です

よ。

私は社会の秩序はどんなに小さい約束でも、約束事で守られるのを今まで私見てるんですよ。

その約束を破るときには、それなりに弁解も必要でしょうし、思いも吐露しないと理解が得ら

れないと思っっているんです。

自分で申し入れておきながら反故にするというやり方は、ちょっと人の道としてどうなのかな。

そのへんに凄く危惧を感じます。そして、それによって受ける住民の信用度はどうなるのかな、そういう心配もござります。

あなたは来年の8月で任期ですが、これから継続するにも、また、新しい人にバトンタッチ

するにも、やりやすい方向の村

政を残していったほうがあなたの為だと私は思うんですが、そして物事には筋道というものが

ありますから、やはり筋を通す、交渉事で失敗したならやはりその責任をちゃんと明確にして次の段階に移っていくというよう

な姿勢で臨んでいただきたい、そのように意見を述べながら終ります。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、厚生労働大臣

意見案第2号

グレイゾーン金利を禁止し、

サラ金高金利の規制を求める

意見書

提出者 島牧村議会議員

伊 藤 真 一

サラ金の高金利は、刑事罰のない利息制限法の上限(15~20%)を超えて、これをはるかに

上回る29.2%までのグレイゾーン金利をとることで成り立っている。

利息制限法の上限金利と出資法の上限金利の間の灰色金利(グレイゾーン金利)は、借り手が任意で支払っているという建前で、貸金業規制法が特例として認めているものである。

明らかに法の不備であり、サラ金被害者やその支援者、法曹関係者などがグレイゾーン金利の廃止を強く求めてきた。今年1月には最高裁で灰色金利を無効とする判断が相次いで示され、貸金業規制法の見直し時期を来

年に控え、金融庁の貸金業制度等に関する懇談会の中間報告や政府の国会答弁も「灰色金利撤廃が大勢」と認めてきた。

ところが、8月をめどにまとめられる政府の改正案で、灰色金利の廃止が不可避とみたサラ金、クレジット業界は、少額・

消費者金融の利用者は全国で1600万人にのぼり、4社以上から借りている多重債務者は365万人、平均残高は200万円、その3割以上で返済が滞っ

ているといわれている。高金利被害を断ち切ることがなければ、悲劇はどこまでも広がる。

よって、政府は以下の内容を法制化すべきである。

1. 出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げ、グレイゾーン金利は、少額・短期の特例措置を認めず、

すべて禁止すること。

2. 貸金業規制法第43条のいわ

ゆる「みなし弁済規定」を廃止すること。

3. 出資法附則における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利（54.75%）も廃止すること。

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣
財務大臣、厚生労働大臣

意見案第3号

雇用保険の特例一時金の廃止・改正に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書

提出者 島牧村議会議員

伊藤 真一

北海道は積雪・寒冷という自然条件によって季節的に失業を余儀なくされる13万人余り（平成17年度）の労働者がおり、建設業を中心に農業、林業、コンクリート2次製品などの製造業、運輸業の一部、観光産業などのサービス業に従事している。

昭和49年の雇用保険法の成立で、それまで90日分の失業給付を受けていた季節労働者が50日の一時金とされたことにより、これらの労働者とその家族、地域経済に深刻な打撃が加えられた。

国の季節労働者冬期援護制度が昭和52年度に発足し、30年近

くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきたが、平成18年度をもって、これまでの季節労働者冬期援護制度が廃止される。

さらに、いま厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において「雇用保険の特例一時金の廃止」あるいは「見直し」の議論がされている。

特例一時金が廃止されれば、季節労働者の失業中の生活保障がすべて奪われることになる。また、受給資格要件の「見直し」による雇用保険の適用からの排除や、給付内容の「見直し」による給付額の減額は、雇用保険法成立時を上回る深刻な事態が予想される。

厚生労働省は「通年雇用促進等事業費」（仮称）として市町村レベルの季節労働者対策への支援などをおこなう平成19年度概算要求を提出しているが、国としてより積極的な支援が求められる。

よって、次のことを国に強く要望する。

1. 雇用保険の特例一時金の廃止あるいは改正をおこなわないこと。

2. 国として季節労働者対策を

いっそう強化すること。

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣

厚生労働大臣、国土交通大臣
農林水産大臣

決 議

次の決議が提出され、賛成多数で可決されました。

◎支庁制度改革に伴う後志支庁存続を求める決議

提出者 島牧村議会議員

伊藤 真一

明治43年に現在の支庁制度

の原型が形づくられてから、約1世紀近くの年月が経過しているが、その間に道路・交通網の整備や情報通信技術等が発達し住民活動範囲が広がり、地域人口の変化など社会・経済の状況が大きく変わってきている。

こうした状況の中で、国の三位一体改革を受け、特に交

付税の削減により地方自治体は過去に例を見ない厳しい行財政運営を余儀なくされており、また、道州制や市町村合併など地方分権の動きが進展する中、市町村を取り巻く地方自治の根幹が大きく変わろうとしている。

北海道としては、こうした

体に無理があり、札幌への一極集中と周辺町村の過疎化を招き、効果的かつ効率的な均衡ある地域行政の推進に支障をきたすと危惧される。

現在、後志支庁管内は、道央圏域の他支庁管内と比べ歴史的背景や地理的条件も大きく異なるほか、稲作・畑作・果樹など地域によって多様な農業や、国内のみならず海外からも多くの観光客が訪れるアウトドアスポーツ・自然景観・歴史的景観などの多彩な観光資源の存在など、将来に向けた地域の発展のためには地域に密着したきめ細やかな政策が必要である。

また、原子力防災対策の充実や現在管内で進められている市町村連携による広域行政の推進など極めて重大な行政対応が課せられている中、支庁の果たすべき役割は増大し、さらに重要性が増しているものと考えられる。

よって、「後志支庁」の存続について強く要望する。

平成18年9月14日

島牧村議会

第2回村議会臨時会

平成18年第2回村議会臨時会は、7月20日招集され、条例改正2件、補正予算1件の議案を審議し、同日閉会しました。

行政報告

1. 寄附採納について

去る6月19日字元町の杉山幸代様より、スポーツセンター用図書購入費として、3万円の指定寄附がありましたので報告します。

2. 医療対策について

新聞報道でもご承知のことと思いますが、島牧村が独自で救急医療を含めた医療体制を構築するためには、医師の2名体制により医療体制を充実することが必要であります。

医師確保のため、道内、また栃木、福岡、長野の各県に出向き確保に努めるとともに、村ホームページでも医師の募集を行っておりましたが、去る6月20日に札幌で議長とともに面談したところ、来春からの勤務を快く承諾いただきました。

もう1人の医師についても責任を持って連れてきてくれるとのことであり、2人体制にしても気の合った医師同士のほうが

スムーズに運営できると思われることから先生にお任せしたところであります。

また、平成19年3月末までの救急の対応について、寿都医師会と協議を進めてきたところですが、6月13日に医師会より本年10月までの負担金として1千9百50万円の提示がありました。

この金額では、到底了承できるものではありませんので、負担金の軽減を含め、今後も医師会と協議を進めてまいります。

いずれにしても、本年7月以降来年3月までについては、島牧村としてできる限り代診医を確保して救急医療体制を図るべく進めてまいりたいと考えているところであります。

つきましては、本臨時議会において、医師住宅の建設工事、代診医の手当て等を補正させていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。

教育行政報告（教育長）

1. 教職員の不祥事について

既にご承知の事とは存じますが、島牧中学校教諭川高知行が去る6月20日北海道青少年保護

育成条例違反容疑で俱知安警察署に逮捕、さらに7月10日に児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反容疑で再逮捕されましたことは、教育公務員としてあってはならない不祥事であり、職務監督責任権者として、この場をお借りしお詫び申し上げます。

逮捕当日の6月20日午後2時には、俱知安警察署から本事件が報道各社に公表され、同日夕方テレビニュース等で現職教員逮捕の放送があり、翌日の朝刊各紙に事件の詳細が報道されたところであります。

中学校の対応としましては、事件当日の6月20日午後7時から緊急の保護者集会を開催し、少ない情報ではありましたが知り得る全ての経過説明と謝罪及び今後の対応への要望等を受けるところであります。

また、生徒への対応としましては、6月22日臨時全校朝会を開催し校長から謝罪と説明を行い、生徒の心のケアと信頼回復に向けての取組を行ったところであり、この時の校長説話の内容につきましては、島中だより臨時号に掲載し7月5日に全村配布しております。

村教育委員会としましては、再発防止への取組としまして「教育公務員としての資質向上と児童生徒との信頼関係について」と題した村教育長通知を6月21日付で村立学校長へ出達したところであります。

この度の事件の経過・概要については、川高教諭本人が警察において拘留・取調べ中のため、新聞報道等による情報収集しかできませんでしたが、7月14日俱知安警察署内において、本人と接見することができましたので、改めて新聞等により報道されていた内容について、事実確認をしたところであります。

本人との接見時における事実確認の内容については、北海道青少年保護育成条例違反容疑逮捕となった平成18年2月18日、千歳市内のホテルにおいて、後志管内の高校生女子生徒16歳・元教え子と性的関係をもった事、及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反容疑で再逮捕となった、平成16年7月から平成17年5月にかけて計15回にわたり後志管内の高校生、女子生徒16歳・元教え子の裸や自己的性的行為をしている場面をビデオカメラ等で撮影し録画した

事の2点について、本人に直接聞いたところ事実である事を認めたので、これらの内容を記載した書面に本人の署名を求め受領してきたところであります。

なお、本人からの事実確認が行われたことから、大変遅くなりましたが7月18日付により北海道教育委員会へ島牧中学校教諭川高知行の懲戒処分内申を提出したところであります。処分内容については、北海道教育委員会が示しております懲戒処分の指針に基づき懲戒免職が下されると確信しておりますが、早急に処分決定されるよう強く要望しているところであります。

子どもたちを教える導くべき立場にある教師として、教育公務員として、絶対要件である倫理性から逸脱した今回の不祥事は、児童生徒と教師、学校と地域が築いてきた信頼関係を覆し、子どもたちの心を傷つける、あってはならない行為であり、私としても強い憤りを覚えるとともに、職務監督権者としての責任を重く受け止めているところであります。改めて議会議員の皆様はじめ村民の皆様にも深くお詫び申し上げます。教育行政報告を終らせていただきます。

審議した議案と内容

条例改正

▼島牧村職員の給与に関する条例の一部改正

島牧診療所救急医療体制の見直しに伴い、「救急医療待機手当」を追加する。

◎賛成多数で原案可決

▼島牧村医師の給与及び旅費支給に関する条例の一部改正

島牧診療所医師の「夜間診療手当」を「夜間・休日診療手当」に、「月額6万円」を「月額10万円」に改める。

◎賛成多数で原案可決

補正予算

▼平成18年度一般会計補正予算(第3号)

医師住宅新築工事費他の追加

5千9万5千円追加

◎賛成多数で原案可決

第3回村議会臨時会

平成18年第3回村議会臨時会は、8月10日招集され、工事請負契約の締結2件の議案を審議し、同日閉会しました。

行政報告

1. 寄附採納について

去る7月28日、字本目の佐藤敏子様より、車椅子2台とシャワーチェア12台の寄附がありましたので報告します。

この備品については、総合福祉医療センターで有効活用させていただきます。

審議した議案と内容

契約締結

▼工事請負契約の締結

本目・豊浜・歌島地区浄水施設整備工事(建築主体)

契約金額 7千4百55万円

請負業者

横関・田宮経常建設共同企業体

◎全員賛成で原案可決

▼工事請負契約の締結

本目・豊浜・歌島地区浄水施設整備工事(電気・機械)

契約金額

2億9千6百10万円

請負業者

新栄機械産業株式会社

(札幌市)

◎全員賛成で原案可決

議会の日誌

(自 平成18年7月)
(至 平成18年9月)

[7月]

4日 後志管内町村議会議員パークゴルフ大会
(岩内町、泊村 議長他)

9日 よってけ!山海味覚まつり

13日 例月出納検査

20日 第2回村議会臨時会

[8月]

2日 北海道新幹線建設促進講演会in小樽
(小樽市 議長)

3日 議員協議会

10日 第3回村議会臨時会

21日 市町村合併説明会(倶知安町 佐藤委員長他)

23日 例月出納検査

25日 後志管内町村議会議員研修会
(共和町 副議長他)

31日 平成17年度各会計決算監査

[9月]

7日 議会運営委員会
村納税表彰式 (役場 議長)

8日 村敬老会 (生活改善センター 議長他)

14日 第3回村議会定例会

20日 例月出納検査

21日 産業建設常任委員会産業団体訪問調査

28日 産業建設常任委員会現地調査(賀老高原)

編集をおえて

▽議会広報「かりば117号」をお届けします。

本号では、9月14日に開催された第3回定例会の審議内容、一般質問等を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会活動に理解を深めていただきたいと思います。

▽夏場の猛暑が嘘のような冷え込みとなり、高地では初冠雪の便りが聞かれます。

季節の変わり目の風邪は、ちょっとした油断から思わぬ重症になることが多いといわれます。体調管理には十分に注意しましょう。

▽議会での審議をより理解していただくため、みなさんの議会傍聴をお待ちしています。